

# 技 術 基 準

制定 平成 27 年 4 月

変更 令和 5 年 12 月

芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(平成 27 年芦屋市規則第 1 号。以下「規則」という。) 第 12 条の規定により、次のように技術基準を定める。

## 第 1 緑地率等 (条例規則第 10 条及び 11 条第関係)

- 1 緑地率の基礎となる緑地面積については、次の各号により算定するものとする。
  - (1) 既存の良好な樹木が存する風致の維持に有効な緑地等は、その面積の 120 パーセントを緑地面積とみなす。
  - (2) 道路境界線からの水平距離が 3 メートル以内の緑地は、その面積の 120 パーセントを緑地面積とみなす。
  - (3) 駐輪場又は駐車場等で緑化ブロック等により緑地とする場合は、その面積の 50 パーセントを緑地面積とみなす。
- 2 次の各号に該当する樹木については、高木 1 本を 2 本とみなすことができる。
  - (1) 幹周り 1 メートル以上の既存樹木
  - (2) 高さ 5 メートルを超える樹木
  - (3) 道路境界線から水平距離が 3 メートル以内に配置する樹木。ただし、塀、柵等の後ろに樹木がある場合は、塀等を超えて 1m 以上可視できるもののみ対象とする。